

平成27年度事業報告

平成27年4月1日から平成28年3月31日

公益財団法人鳥取県暴力追放センター

事業	事業内容
<p>第1 広報・啓発</p>	<p>暴力団員による不当な行為の被害防止に関する知識の普及と、暴力団排除意識の高揚、センター活動の理解と周知を図るために、以下の事業を行った。</p> <p>1 「暴力追放鳥取県民大会」の開催 10月27日、倉吉未来中心において、「第24回暴力追放鳥取県民大会」を県警と共催。(参加者約300人)</p> <p>2 宣伝、普及活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機関紙「暴追とっとり」第45号、第46号の発行 各2万7000部 ○ ポスター・チラシの製作・頒布 合計5000部 ○ 警察・自治体等が発行する広報紙への掲載依頼、及び日刊紙等への積極的な資料提供、投稿等 ○ 責任者講習「受講修了書」及び「賛助会員証」(ステッカー) 掲示運動の推進 ※新規賛助会員 18団体(32口)、個人11人(12口) ○ 広報塔による広報 ※既設広報塔(5基)の管理 ○ 路線バスへのラッピング(米子市) 広告掲載 ○ 夏・秋の防犯運動時における広告掲載 <p>3 講演活動 各業種、職域、地域等の講習会・研修会等での講演の実施 警察との適宜配分 ※実施回数21回(前年比+4回)</p> <p>4 情報公開・広報 平成21年4月開設のホームページ(スマートフォン閲覧可)により、適宜内容を更新して公開</p> <p>5 表彰</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内表彰 暴力団排除活動の功労者(団体)、暴追センター事業への協力者等の積極的な表彰～暴力追放県民大会等における表彰 ※県警察本部長・暴追センター理事長連名表彰 (表彰状 個人5、団体1、感謝状 個人1、団体2)

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管区表彰 「中国管内暴力追放運動推進センター連絡協議会」表彰 (9月2日、団体1、個人1) ○ 全国表彰 「全国暴力追放運動推進センター」表彰(11月24日、団体1) 6 その他 <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府指針「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の啓発 ○ 鳥取県暴力団排除条例の普及と活用(H23.4.1施行)
<p>第2 組織活動支援</p>	<p>暴力団員による不当な行為の被害防止に関する民間の自主的な組織活動への支援として、次の事業を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「鳥取県暴力団排除関係組織連絡協議会」(22団体)の総会等の行事への相談委員の参加、講演、資料提供等 2 地域、職域暴排組織が行う、「暴力追放大会」、「研修会」等各種行事への講師の派遣、資料提供等 3 地域組織が行う暴排対策の中、特に重要な取組に対する支援、連携した活動 <ul style="list-style-type: none"> ※10月6日、倉吉市上井地区をモデル地区として中部料理飲食業組合上井支部約70店舗による「暴力団お断り連盟(暴断連)」結成の支援 4 暴力団事務所の撤去、進出阻止活動に対する、警察、全国センター、弁護士会(民暴対策委員会)による三者協定の積極的活用と緊密に連携した情報提供、指導、活動資金の貸付け等 <ul style="list-style-type: none"> ※「鳥取県民事介入暴力対策実務研究会」を1回開催して、警察、弁護士会(民暴対策委員会)、暴追センターの三者間の情報交換等による連携の強化 5 企業パトロール、事業者に対する暴力団情報の提供等による賛助会員の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ※新規賛助会員 18団体(32口)、個人11人(12口)
<p>第3 暴力追放相談</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 暴力団員による不当な行為に関する相談について、「暴力追放相談委員」による受理、申立人(相談者)の立場に立った的確な処理、フォローを行った。 <ul style="list-style-type: none"> ※相談受理件数 345件(+251件) 金融機関による取引関係照会等 2 暴力団の不透明化に対応し、いわゆる「反社会的勢力」による不当要求等の相談について、的確な対応を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ※相談件数 0件 3 その他

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談業務ネットワーク「多重債務・ヤミ金融問題等対策協議会」、「日本司法支援センター鳥取」等と連携した。 ○ 警察・弁護士会・暴迫センターで組織する「鳥取県民事介入暴力対策実務研究会」で緊密に連携した。 ○ 積極的に県内の企業等に対して企業パトロールを実施して、潜在（泣き寝入り）事案の掘り起こし等を行った。
<p>第4 少年被害防止対策 ～少年を暴力団から守る活動～</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 少年に対する暴力団の影響を排除するため、暴力追放相談委員により、相談申出人に対する助言、暴力団の影響を受け又は受ける虞のある少年に対する指導、少年を中心とする各種団体等への啓発活動、少年及び保護者に対する一般的な働きかけ、広報を的確に行った。 2 風営適化法 38 条の「少年指導委員」に対する研修を行った。 ※11 月 30 日、「少年健全育成指導員等研修会」において少年指導委員等に対する講演
<p>第5 暴力団離脱者援助 ～社会復帰対策～</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 暴力団から離脱する意思を有する者を助けるため、「鳥取県暴力団離脱者社会復帰対策協議会」の会員等と連携を図りながら、相談申出人に対する助言、離脱者に対する一般社会への定着のための生活・就業相談、離脱希望者やその家族等に対する離脱のノウハウの教示等を的確に行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 刑務所に出向いての離脱相談 1 件（前年比+ 1 件） ○ 上記以外の離脱相談 0 件（前年比± 0） 2 上記協議会の中、受入事業所の拡大と組織の活性化を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 離脱者受入事業所 2 社と締結 （鳥取市運送業者、米子市建設業者） ○ 「暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定」の締結 ※28. 2. 5、当県を含む 14 都府県の社会復帰対策協議会、暴迫センター、警察による離脱組員の県外就労支援のための広域連携協定を締結。現在、2 県追加締結し合計 16 都府県協定。
<p>第6 委託講習 ～不当要求防止責任者講習～</p>	<p>事業所に対する支援の一環として、鳥取県公安委員会から受託した暴力団対策法第 14 条第 2 項の「不当要求防止責任者講習」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種業界、事業所等へ積極的な働きかけをして、未選任事業所に対する「選任届」の推奨と、選任時講習の計画的な実施 ○ 講習教材の充実 <p>等によりの確な推進を図った。</p> <p>※講習実施状況 35 回（前年比－ 2 回）、840 人（+54 人） ※定時講習時に鳥取県弁護士会の民事介入暴力対策委員会所属弁護士を講師に招致（招致回数 6 回（－ 2 回））</p>

<p>第7 被害者救援</p>	<p>1 暴力団員による不当な行為の被害者の保護、救済を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力団員による傷害事件等の被害者に対する「見舞金」の支給 ※支給件数0件 ○ 暴力団を相手とする各種民事訴訟の当事者に対する「訴訟費用の無利子貸付」 ※貸付件数0件 ○ 民事介入暴力事案に対する民暴弁護士の紹介等の事業について、講習や講演等で事業の広報に努めた。 ※該当事件・事案0件 <p>2 「鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会」、「犯罪被害者支援センター」等関係組織と連携し、的確な業務を推進した。</p>
<p>第8 組事務所使用差止請求</p>	<p>暴力団の組事務所の使用により付近住民等(付近において居住し勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。)の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止するため、付近住民等から委託を受け民事訴訟(組事務所使用差止訴訟)請求関係業務を行った。</p> <p>※使用差止請求件数0件</p>
<p>第9 調査研究等</p>	<p>1 上記各事業の効果的な推進と、職員の知識技能向上のために、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国暴力追放運動推進センター等が主催する会議、講演会、研修会等への参加 ※9/2、中国管区内暴力追放運動推進センター連絡協議会定例連絡会への出席 ※11/24、全国暴力追放運動中央大会への出席 ○ 新聞、刊行物等の活用による暴力団の活動実態調査等を行った。 <p>2 その他、財団並びに都道府県センターとして、事業を推進するために必要と認められる上記第1～8に付帯する事業を行った。</p>